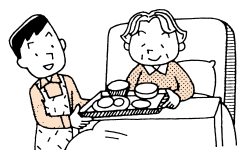
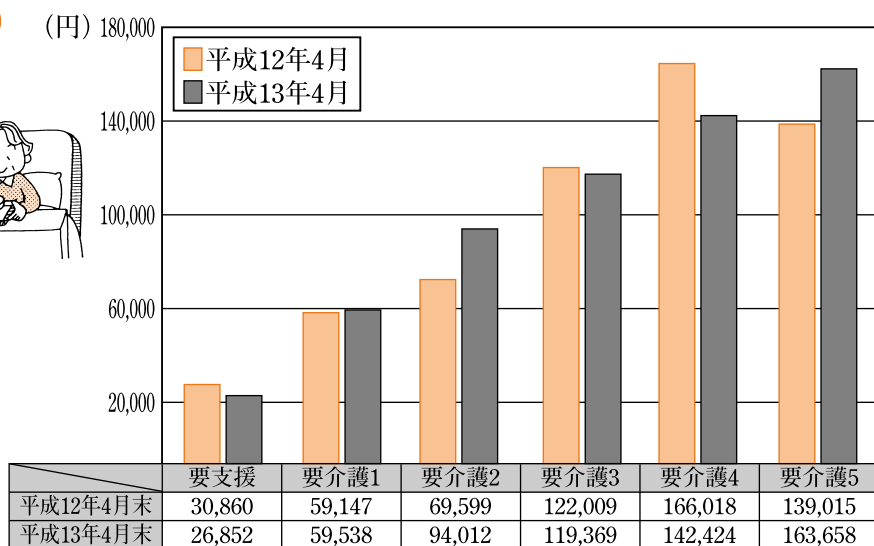


在宅サービスの費用は…

平成13年4月では、1人当たり平均90,965円の利用がありました。要介護度別のサービス利用の利用平均額は次のとおりです。

在宅サービス利用状況（対費用）



1か月にどのくらい利用できるの？

要介護度別の訪問通所利用限度額と短期入所利用限度日数は次のようになっています。このうち、1割が自己負担となります。

	訪問通所区分	短期入所区分
要支援	61,500円	6か月中に7日間
要介護1	165,800円	6か月中に14日間
要介護2	194,800円	6か月中に14日間
要介護3	267,500円	6か月中に21日間
要介護4	306,000円	6か月中に21日間
要介護5	358,300円	6か月中に42日間

一定額以上の利用者負担があった場合は払い戻しされません。利用者が、次の金額を超えて利用者負担を支払った場合、申請に基づいて払い戻します。

世帯の状況	世帯の利用者負担限度額
町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	15,000円
世帯全員が町民税非課税	24,600円
その他（上記以外）	37,200円

※平成13年1月からは、短期入所区分、訪問通所区分がひとつになります。
 ※限度を超えて利用した場合は、超えた部分が全て自己負担になります。



※世帯合算

同一世帯にサービス利用者が2人以上の場合は、その合算額が限度額を超えれば適用されません。

※対象とならない負担

食事費用、日常生活費、福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担など。
 ※申請時に必要なもの
 領収書の原本、申請者の印鑑などを介護保険課へご持参ください。

お問合せ先

役場介護保険課

☎985-4115

10月より

福祉バス運行

10月1日（月）より町内を福祉バスが走るようになります。

運行の目的は、役場庁舎を含めた周辺の公共施設を利用する高齢者、身体障害者の方などに交通手段を提供し、地域福祉の増進を図ることです。詳細は次のとおりです。

乗車できる方

高齢者手帳、身体障害者手帳、療育手帳を持たれている方とその介護者。

定員

20名

リフトにより車椅子が2台まで乗車できます。

運行日

土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く平日。

運行経路など

運行経路・時刻・停車場所については、福祉バス運営委員会で検討中です。決まり次第パンフレットでお知らせします。

お問合せ先

役場福祉課高齢者福祉係

☎985-4113

▼運行される福祉バス



▲後部